

議会議案第1号

交通基本法の理念に基づく鉄道分野への  
予算配分と政策の推進を求める意見書

政府は、本年3月30日に「交通基本法の制定と関連施策の充実に向けて一中間整理一」を発表した。この理念からみて、環境問題やまちづくり政策など、鉄道分野の充実・発展は、21世紀に求められる国家的な重要政策であることが明らかにされている。

一方、4月27日の国の「事業仕分け第2弾」では、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金を国庫返納することが決まったところである。

しかしながら、交通基本法の理念と、当該勘定資金の国鉄改革等の経過で生じてきた事実に鑑みれば、この資金は単に国庫に返納するのではなく、整備新幹線の建設や並行在来線の維持に関連する施策など鉄道分野の充実・発展のために有効に活用すべきものとする。

北陸新幹線においても、現在、高崎・長野間が開業され、平成26年度末までの金沢開業に向け整備が進められているが、金沢以西の延伸、並行在来線対策及び地方負担の軽減等多くの課題があるところである。

よって、国におかれては、当該勘定資金の有効活用を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第2号

B型肝炎患者及びウイルス感染者の救済を求める意見書

B型肝炎患者及びウイルス感染者は、全国に120万人から150万人いると推定され、多くの被害者が苦しんでいる。

こうした肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといったより重篤な疾病に進行するおそれがあり、高額な治療費負担と社会的差別、偏見に悩まされている方も少なくない。

B型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがあるが、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスの感染被害を出した予防接種禍事件については、最終の司法判断において国の責任が確定している。

一方、昨年11月に肝炎対策基本法が成立し、肝炎対策に関する基本理念を定め、国の責務を明らかにし、国は基本理念にのっとり、肝炎対策を総合的に策定し実施する責務を有することとされた。

よって、国におかれては、下記の事項について早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 B型肝炎訴訟の患者に対する全面解決に向けて、誠実に取り組むこと。
- 2 肝炎患者及び感染者にとって過重な経済的負担とならないような医療費助成制度の整備をすすめること。
- 3 肝炎患者及び感染者に対する差別や偏見をなくすための正しい知識の普及啓発に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

あて

議会議案第3号

新たな経済対策を求める意見書

我が国の景気の現状であるが、好調な輸出を背景に、リーマンショック後の最悪期は脱することができたものの、依然として低成長にとどまっており、また、新卒の未就職者が数多く出るほど、雇用情勢も厳しい状況が続いているところである。

特に地域経済は、平成21年度第1次補正予算が執行停止され、また、今年度の公共事業予算も対前年度比マイナス18%となるなど、大幅な予算削減による地域経済の弱体化は顕在化している。

しかしながら、政府は平成23年度予算について各省の予算を一律1割削減の方針を打ち出していることから、公共事業予算が来年度以降も削減される懸念がある。

国土交通省の来年度予算概算要求額は、今年度と同額であるが、深刻な不況に苦しむ地域経済・雇用を守るためには、これ以上の削減は到底認められるものではない。むしろ、深刻な不況から一刻も早く抜け出すために、即効性のある事業を前倒しで行うなど、景気を刺激する政策を速やかに打ち出すべきである。

よって、国におかれては、地方の雇用拡充と内需振興を図る景気対策のため、真に必要とされる下記のような公共投資について、予算確保と執行を強く要望する。

記

- 1 デフレ脱却に向けて、政府が毅然たる意志を示し、日本銀行との適切かつ強固な協力体制を構築すること。
- 2 将来性のある農地集積事業、スクールニューディール、地域医療などの事業に集中的に投資し、企業による雇用や設備投資を促進すること。
- 3 来年度予算において、学校などの公共施設の耐震化、太陽光発電の設置、介護施設の拡充並びに老朽化した橋梁やトンネル及び上下水道管等の計画的な更新・大規模修繕などの公共事業費を維持拡充し、地域経済及び雇用の下支えをすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
内閣官房長官

あて

石川県議会

## 議会議案第4号

### 七尾港の継続事業に関する予算配分を求める意見書

石川県の重要港湾である七尾港と金沢港は、地域産業の振興や均衡ある県土の発展を支える重要な社会基盤であり、これまで海上輸送を担う両輪となり、両港のバランスのとれた発展が地域経済を支えてきている。

平成21年に開港110周年を迎えた七尾港は、北陸地域及び能登半島のエネルギー・物流の拠点、観光レクリエーションの交流拠点として、地域経済の活性化のために中心的な役割を担っている。

その整備促進は、物流機能の強化・充実を図るとともに、地元主要産業の活性化や経済発展、雇用の拡大の実現に繋がるものであり、また、能登半島地震のような大災害にも強い港として地域住民の安全・安心なくらしの実現に欠かせないものである。

七尾港が、今回の新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾に選定されなかったことは誠に残念である。しかし、継続事業は引き続き実施されることとであり、今回の選定が地方港湾の切り捨てとならないよう、国が進める選択と集中により、現在整備中の事業の早期完成を図ることが事業効果を最大限に発揮させるものである。

よって、国におかれては、国の直轄事業で整備中の大田大水深岸壁の完成前倒し及び県が整備中の矢田新耐震強化（旅客船）岸壁の早期完成に必要な予算配分が実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第5号

金沢港の日本海側拠点港の選定を求める意見書

金沢港は、日本海沿岸のほぼ中央部に位置し、進展する東アジア対岸諸国とのコンテナ貨物取扱量が大幅に増加するなど、環日本海時代における海の玄関口として、その重要性がますます高まっている。

また、北陸地方の政治・経済の中心都市である金沢市やその周辺地域を背後圏に有し、地場産業の輸出拠点としても大変重要な役割を担っている。

このような中、本年8月に、国が進める港湾整備の選択と集中において、新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾に選定されたことは、ハード面での一つの拠点性を得たものであり、今回の選定を契機に国際物流拠点港に向けての更なるステップアップを図っていかねばならない。

国では、経済発展が著しい中国、韓国、ロシアなどの日本海周辺諸国の港湾貨物を取り込むことを狙いに、太平洋側に比べ地理的に有利な日本海側港湾のさらなる競争力強化を図るため、日本海側拠点港を選定すると発表している。

金沢港は、企業立地と港湾整備が連携したモデルケースであるとともに、「ものづくり産業」を背後圏に抱えた輸出入のバランスがよいこと、また、「ひと」の交流においても、日本海側屈指の観光県であり、クルーズ客船の寄港地として十分な拠点性をもつこと、さらに、関東、関西、中京の三大都市圏からほぼ等距離にあるため、対岸諸国向けの貨物を集約するために有利な位置にあることなど、多くの優位性を持った港湾である。

よって、国におかれては、これらのことを十分に考慮いただき、日本海側拠点港の選定にあたり、日本海側のゲートウェイとして高い潜在力を持つ金沢港が選定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第6号

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する  
特別措置法」の期限延長を求める意見書

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」は、原子力による発電が、我が国の電気の安定供給に欠くことのできないものであることに鑑み、原子力発電施設等の周辺の地域について、地域の防災に配慮しつつ、生活環境や産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、周辺の地域の振興を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的として制定されたものであり、これまでその目的に大きく貢献してきたところである。

平成12年12月に公布され、平成13年4月に施行されたこの法律は、10年間の時限立法であり、平成23年3月末をもって失効することとなっているが、この法律に基づき国において決定された振興計画の事業は、未だ達成されていない状況にあり、今後、引き続き事業の進捗を図る必要がある。

原子力発電所の立地は、国のエネルギー政策の一環として行われているものであり、原子力発電所が電気の安定供給という観点から、国民経済の発展や国民生活の安定に大きく寄与することを考えると、原子力発電所の立地・運転にあたっては、「安全・安心」はもとより、原子力発電所立地地域の持続的な発展が必要不可欠であり、今後、新たな事業の実施の必要性にも迫られている。

よって、国におかれては、法律の期限延長について措置するとともに、原子力発電施設等立地地域の指定にあたっては、市町村合併等を考慮した地域の実情に応じ弾力的な運用を図り、補助率の嵩上げ率の引き上げや特例措置の適用対象事業の拡大など、地域の特色に合った地域振興が図られるよう必要な措置を講じられることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官

あて

## 議会議案第7号

### 完全な地上デジタル化放送の実施に向けて 円滑な移行策を求める意見書

アナログ放送は、来年（2011年）7月24日をもって終了となり、以後は、完全地上デジタル放送に移行することが予定されている。総務省の調査では、2010年3月時点で地デジの世帯普及率が83.8%と発表されたところである。

しかしながら、離島を抱える沖縄県や山間部の多い岩手県では、普及率が70%未満となっており、また、ビル陰などで電波の届きにくい施設の対策は、達成率が約48%となっている。さらに、共同アンテナ改修が必要なマンションなど210万施設への対応も、約77%にとどまっている。

地上デジタル化まで1年を切り、完全移行までのプロセスが最終段階に入った今、国民生活に直接影響を与える問題だけに、円滑に移行を進めるためには、現在指摘されている諸課題に対して政府を挙げて対応策を打つことが必要である。

一方、現在残存するアナログテレビは、推定約3,500万台といわれ、これらは、来年7月の地デジ完全移行で、大量の「廃棄物」となることから、不法投棄の懸念も指摘されている。不要テレビの処分に関する対策も、検討されるべきである。

地デジへの移行、廃棄物の処分については、いずれも特に自治体の取り組みが不可欠であり、政府は自治体の取り組みをサポートすべきである。

よって、国におかれては、完全地デジ化に向けて移行が円滑に進むよう、以下の取り組みについて必要な予算を確保するとともに、施策の実施を強く要望する。

#### 記

- 1 離島、山間地域ほか普及率が低い地域に対して、地デジ移行の啓発活動を重点的に推進し、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター、現在全国52カ所）の相談窓口をさらに増やすこと。
  - 2 地デジに関する個別相談会を自治体でもきめ細かく実施できるよう、予算措置などの支援策を十分に講じること。
  - 3 地デジに対応していない集合住宅に対するアンテナ設置や施設内配線の支援策の着実な履行と、ビル陰世帯についても確実な移行策を推進すること。
  - 4 大量のアナログテレビが一斉に廃品になるため、懸念されている不法投棄の防止策及び円滑なリサイクル回収を着実に推進すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第8号

食品廃棄物の発生抑制に向けた国民意識の醸成を求める意見書

平成22年の異常気象により、世界各地でこれまでにない予想を超える現象が生じている。このような異常気象は、単に食料危機をもたらすだけでなく、国の安全保障上の問題を引き起こす可能性が高い。

既に、アフリカ、東南アジア等途上国の中には、主食となる食料の確保すら困難な国もあり、食料を巡る暴動も多発している。

国連食糧農業機関（FAO）の発表によれば、現在、世界には10億2千万人の栄養不足人口がおり、毎日2万4千人が、また5秒に1人、子どもが餓死している。

その一方で、食料の大半を輸入に依存している我が国は、世界的な食料危機が進行しているにもかかわらず、依然として年間1,900万トンにも及ぶ大量の食品を廃棄している。その量は、食料輸入量の3分の1、世界の食料援助量の約3倍、国内穀物生産量の約2倍に匹敵するものとなっており、こうした食品廃棄の問題は、経済面のみならず道義的な側面からも大きな問題である。

今後、世界の人口増加や経済発展により食料需要が増加し、食料の安定確保が困難となれば、我が国の食料自給率を上げ、食品廃棄量を極力抑制する必要に迫られる。

国では、「食品リサイクル法」を制定し、食品関連事業者に対して食品廃棄物の発生抑制及び減量化等についての努力義務を課しているが、現在の国際社会における食料事情を考慮すれば、「過食・飽食」に慣れてしまった国民や事業者の食品に対する意識、価値観を変えていくことに政策の主軸を置いていくべきである。

よって、国におかれては、国民の食の確保を担保するためにも、食品廃棄物の総量を削減し、食品の廃棄自体を抑制する国民意識の醸成を図る施策をより一層強力に展開されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
環境大臣  
内閣官房長官

あて



議会議案第9号

米価下落への緊急対策に関する意見書

長期低落傾向をたどった食料自給率は、2006年度の39%を底に、その後の2年間は毎年1ポイントずつ上昇してきた。それが再び低下したことは、日本農業の衰退に依然として歯止めがかかっていないことを示すものである。

生産者米価は近年下落を続けており、政府の調査でも、今年6月のコメ60キログラム当たりの平均価格は、2008年産全国平均と比べて2,300円も下回っている。更に今年の新米は、市中相場では1万2500円程度といわれ、下落はとどまる気配がない。米価の下落が、農家にも消費者にも先行き不安を投げかけているだけでなく、地域経済にも大きな打撃を与えている。

生産費を大幅に下回る米価が続いている中で、生産者の努力は限界を超えており、更なる米価の下落は、日本農業の大黒柱である稲作の存続を危うくするものである。米価を市場に任せるのではなく、政府や行政の対策が極めて重要であり、安定した生産のためには価格の下支えが不可欠である。コメをはじめ農産物の生産者価格の安定は、重要である。

よって、国におかれては、価格保障の確立を基礎に、国内農業を多面的に発展させ、安全な食料の安定供給をはかるため、過剰米の買い入れをはじめ、米価の下落に対する対策を直ちに講ずることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
農林水産大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

## 議会議案第10号

### 過剰米対策の実施と農業農村整備予算の確保を求める意見書

農業を取り巻く環境は、農産物価格の低迷、担い手の高齢化や後継者不足等により持続的な農業生産が危ぶまれている状況にある。

こうした中、21年産米は、国の需要見通しと実績との乖離や過剰作付け等による20年産米在庫の影響により契約・販売が大幅に遅れ、米価は昨年秋以降連続して下落しており、全国で30万トンを超える過剰米が在庫として持ち越されることが決定的となった。さらに、先般、国が発表した8月15日現在の22年産水稻の作柄概況は、一部地域を除き平年並みからやや良と見込まれていることから、過剰作付けも含め22年産米は相当量の過剰生産となるおそれが出てきた。

このままでは、これらの影響による供給過剰が米価のさらなる下落を招き、稲作農家の経営が悪化するだけでなく、23年産米の生産数量目標の大幅な削減につながるなど、事態は一層深刻さを増すことになる。

このため、22年産米に対する需給・価格への悪影響を排除するとともに、あわせて価格下落に伴う戸別所得補償制度における財政負担の低減を図るための対策が必要である。

また、将来にわたり農業が元気であり続けるためには担い手の経営安定に必要な農地、用水路の整備や、安全・安心な農村の実現のためため池や排水路の整備などは必要不可欠の施策である。

一方、国の平成22年度農業農村整備事業予算は対前年比36.9%に激減し、新たに創設された農山漁村地域整備交付金を含めても半減となり、農地基盤整備事業や農地防災事業などの農業農村整備事業の計画的な実施に著しい支障をきたし、上記施策目的の達成が困難な状況となっている。

よって、国におかれては、下記の事項について早急に対応するよう強く要望する。

#### 記

- 1 過剰米に対する政府の緊急買入れを実施するとともに、今後とも米の需給と価格の安定を図り、もって農家経営の安定を図るため、総合的・継続的な過剰米対策を構築すること。
  - 2 農業農村整備事業の計画的な整備に必要な予算額を満額確保すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
内閣府特命担当大臣（行政刷新）  
内閣官房長官

あて

議会議案第11号

郵政民営化のさらなる推進を求める意見書

郵政民営化については、2005年衆議院選挙の民意を踏まえて、これまで進められてきたところであるが、先の通常国会において、民営化自体を否定するような郵政改革法案が現政権から提出された。結果的には廃案となったが、衆議院では、与党がわずか1日、約6時間の審議で採決を強行した。

この法案は、日本郵政株式会社への政府関与を残したまま、金融事業の自由度を広げるものであり、法案成立後は、郵便貯金の預入限度額が2倍に、また簡易生命保険の加入限度額が約2倍に引き上げられることとなっている。

この法案が成立・施行された場合には、政府の後ろ盾がある郵便貯金へ民間金融機関から預金が流出し、金融機関の貸し出し余力は減少、中小企業融資が停滞する恐れがあり、民業圧迫、中小企業いじめにつながりかねないところである。

また、この郵政改革法案は、日本郵政株式会社を事実上の国有化へ逆行させ、官製金融の温存、形を変えた財政投融资の復活及び安易な国債の購入などにつながる恐れがあり、その結果、国民負担増を招くことが危惧されるところである。

よって、国におかれては、郵政民営化の流れを止めることなく、郵政関連事業の民営化による経営状況などを踏まえたユニバーサルサービスの確保や利便性の向上などを図るとともに、民営化のさらなる推進を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
郵政改革担当大臣  
内閣官房長官

あて